



# 鈴鹿サーキット・モビリティリゾートもてぎ メディアパス発行基準のご案内

## 1. はじめに

本来の「メディアパス」の発行趣旨の周知に加え、各種デジタル・オンラインでの発信方法、ツールが多種多様化している時代背景を踏まえ、メディアパス発行基準等の一部見直し、商業撮影における条件の見直しを実施しました。

## 2. メディアパス発行基準

鈴鹿サーキット・モビリティリゾートもてぎにおけるメディアパス（取材パス）は、原則として公共性があると認められ、公的報道性があるものを指し、事実を広く、隔たりなく周知させる（以下「報道」という）媒体（以下「報道媒体」という）に対して発行されます。「報道媒体」の対象とならない媒体には、原則メディアパスは発行されません。

## 3. 報道媒体の種類

【1】「報道媒体」の対象となる媒体（メディアパスが原則発行される媒体）：

- ① 一般社団法人日本新聞協会に加盟している新聞社、通信社、放送局
- ② 全国の一般的な対面販売場所で容易に購入できる、新聞(日刊に限る)・雑誌
- ③ 上記①、②に該当する報道機関が発行する新聞・定期刊行物の他、ニュース番組で、それを補完するためのウェブサイト（無料に限る）。
- ④ 法人が独自に開設するインターネットニュースサイト、情報系サイト（無料に限る）、車両またはタイヤメーカーのウェブサイト。運営会社、プライバシーポリシーが明記されており、原則として、ウェブサイトのアクセス数が月間1,000,000PVを超えている媒体。
- ⑤ 上記①に該当しないテレビ（報道番組）、ラジオ（報道番組）。
- ⑥ 独自の動画配信プラットフォームを有する映像媒体 ※報道目的に限る ※一般ユーザーが動画を投稿できる媒体を除く
- ⑦ ホンダモビリティランドメディア事務局（以下「メディア事務局」という）が特別に認めた媒体、団体

【2】「報道媒体」の対象とはならない媒体（メディアパスが原則発行されない媒体）：

- ① 上記「報道媒体」の対象に該当しない媒体
- ② 上記「報道媒体」の対象であるも、映像使用が3分を超える媒体
- ③ 上記「報道媒体」の対象であるも、ホンダモビリティランドメディア事務局が、公的報道性がないと判断した媒体
- ④ 私的利用、商業利用を目的とした媒体
- ⑤ 社内報、社内資料に関連する媒体
- ⑥ 映像、音声、写真データの販売に関連する媒体
- ⑦ 参戦チーム、選手、メーカーの結果報告などに関連する媒体
- ⑧ Facebook、X、Instagram、TikTokなどの各種ソーシャルネットワークサービス（SNS）
- ⑨ 自身で動画を投稿でき、広告収入を得ることが可能な動画配信サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
- ⑩ 各レース・イベントに出場するチーム、選手、スポンサーに関連する媒体

「報道媒体」の対象とならない場合でも、所定の権利金のお支払いなどの条件を満たした場合、特例で取材が許可され、メディアパスが発行される場合があります（以下「商業撮影」）。



#### 4. メディアパス申請方法・申請後の流れ

- ・取材希望者は、ホンダモビリティランドメディア専用ウェブサイトから、設定された申請期限までにオンライン申請
- ・メディア事務局が、申請媒体が、報道媒体の対象かを審査

##### 「報道媒体」の対象として認定された場合の流れ：

(メディア事務局)

- ・申請者の担当業務、取材経験からホンダモビリティランド取材規定を基に発行パス種を審査
- ・申請者に対し、申請受理事案内の通知

(申請者)

- ・取材当日に、メディア受付にて、各種書類の提出、メディア共済会費の納入（該当者のみ）

##### 「報道媒体」の対象として認定されなかった場合の流れ：

(メディア事務局)

- ・ホンダモビリティランド内の担当部門に、申請媒体の情報を共有
- ・必要に応じて、担当部門より申請者に対し、各種条件（権利料・入場管理料）のご案内

各種条件に合意された場合：

(メディア事務局)

- ・申請者の担当業務、取材経験からホンダモビリティランド取材規定を基に発行パス種を審査
- ・申請者に対し、申請受理事案内の通知

(申請者)

- ・取材当日に、メディア受付にて、各種書類の提出、メディア共済会費の納入（該当者のみ）

各種条件に合意されない場合：

(メディア事務局)

- ・申請不受理の通知

#### 5. 各種権利について

ホンダモビリティランドは、以下のレース・イベントにおいて、すべての参加者、の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できます。

鈴鹿サーキット/モビリティリゾートもてぎ開催レース・イベント	鈴鹿サーキット開催レース・イベント	モビリティリゾートもてぎ開催レース・イベント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本ロードレース選手権シリーズ</li> <li>・スーパー耐久シリーズ</li> <li>・SUPER GT（映像を除く）</li> <li>・スーパーフォーミュラ併催のサポートレース</li> <li>・走行会員（SMSC/MCoM）向けスポーツ走行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿8時間耐久ロードレース（映像を除く）</li> <li>・鈴鹿4時間耐久ロードレース</li> <li>・鈴鹿クラブマンレース</li> <li>・鈴鹿サンデーロードレース</li> <li>・FUN&amp;RUN</li> <li>・Ene-1チャレンジ</li> <li>・カートレス IN SUZUKA</li> <li>・モトチャレ！</li> <li>・その他各種走行会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本トライアル</li> <li>・もて耐</li> <li>・JOY耐</li> <li>・K-TAI</li> <li>・Motoフェスティバル</li> <li>・もてぎチャンピオンカップレース</li> <li>・もてぎロードレース選手権</li> <li>・もてぎショートコース選手権</li> <li>・もてぎカートレース</li> <li>・その他各種走行会</li> </ul>

※対象レース・イベントは変更になる場合がございます

「報道媒体」の対象とならない媒体であっても、上記のレース・イベントにおいて、所定の権利金のお支払いなどの条件を満たした場合、特例で取材が許可され、メディアパスが発行される場合があります。詳細は次頁の「6. 商業撮影における各種条件」をご確認ください。

## 6. 商業撮影における各種条件

・映像・音声・画像の使用目的、対象レース・イベントにより、各種条件（権利料金・入場管理料金）が異なります。詳細は下記表をご確認ください。

・主催者、または第三者から素材提供を受ける形で、映像・音声・画像を使用する場合、下記表の権利料金、入場管理料金とは別に、編集等の費用が発生する場合は、別途ご請求となります。

映像・音声・画像の使用目的	区分	権利料金 (1件あたり)	入場管理料金 (1名あたり)
・報道以外のTV番組、ラジオ番組 ・映像利用が3分を超える報道TV番組、または独自の動画配信プラットフォームを持つ媒体 ・報道媒体に該当しないインターネットサイト（WEBサイト、モバイルサイト）、雑誌、新聞※1、※2	A	500,000円	20,000円
・自身で動画を投稿でき、広告収入を得ることが可能な動画配信（YouTube、ニコニコ動画など）※2 ※報道媒体に該当し、同内容を補完目的で配信する場合を除く ・参戦チーム、選手、メーカーの結果報告、社内向け、店頭・イベントにおける販促・紹介用※1	B	200,000円	11,000円
・Facebook、X、Instagram、TikTokなどの各種ソーシャルネットワークサービス（SNS） ・新聞広告、雑誌広告、WEBバナー広告、カタログへの画像利用※1	C	100,000円	8,000円
・映画、CM、DVD※1、※2 ・映像、音声、写真データの配布、販売※2	A・B・C	内容によって料金が異なります	
・上記以外の使用目的	A・B・C	内容によって料金が異なります	

※1 映像、音声、画像の種別は問わない

※2 無料、有料は問わない

区分	対象レース・イベント ※名称・対象は変更となる場合がございます
A	鈴鹿8時間耐久ロードレース
B	SUPER GT、スーパーフォーミュラ併催のサポートレース
C	全日本ロードレース選手権シリーズ スーパー耐久シリーズ 鈴鹿4時間耐久ロードレース 全日本トライアル 鈴鹿クラブマンレース、鈴鹿サンデーロードレース、FUN&RUN、カートレス IN SUZUKA、モトチャレ！ Ene-1チャレンジ もて耐、JOY耐、K-TAI、Motoフェスティバル もてぎチャンピオンカップレース、もてぎロードレース選手権、もてぎショートコース選手権、もてぎカートレース 走行会員（SMSC/MCoM）向けスポーツ走行 その他各種走行会



## 7. 各種お問い合わせ先

### メディアパス申請について

鈴鹿サーキットにて開催されるレース・イベント

ホンダモビリティランド株式会社 鈴鹿サーキット 広報宣伝催事課 鈴鹿サーキット メディア事務局

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL : 059-378-5101

media@honda-ml.co.jp

モビリティリゾートもてぎにて開催されるレース・イベント

ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ 事業企画課 モビリティリゾートもてぎ メディア事務局

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山120-1

TEL : 0285-64-0222 FAX : 0285-64-0009

media@honda-ml.co.jp

### 商業撮影について

ホンダモビリティランド株式会社 東京オフィス 業務部

〒150-6139 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア39F

business@honda-ml.co.jp

## 8. その他

商業撮影申請書は下記URLよりダウンロードいただけます。

<https://apps.mobilityland.co.jp/media/files/51493?c=d04232>